

埼玉県森林科学館管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県森林科学館条例（平成六年埼玉県条例第二十四号。以下「条例」という。）第二十二條の規定に基づき、埼玉県森林科学館（以下「森林科学館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一七年規則一二三号〕

(利用等の許可手続)

第二条 条例第四条第一項の規定による利用の許可を受けようとする者は、様式第一号の許可申請書を知事（条例第十二條第一項に規定する指定管理者に森林科学館の管理に関する業務を行わせる場合にあっては、指定管理者）に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可申請書の受付を開始する日は、利用を開始しようとする日の属する月の六月前の月の初日とする。

3 条例第四条第一項の規定による利用又は変更の許可は、様式第二号の許可書を交付して行うものとする。

一部改正〔平成一七年規則一二三号〕

(指定管理者の指定の申請)

第三条 条例第十三條第一項の規定による申請は、知事が指定する期限までに様式第三号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

一 一定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

二 知事が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

四 組織及び運営に関する事項を記載した書類

五 条例第十二條第二項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

全部改正〔平成一七年規則一二三号〕

(利用料金の承認申請)

第四条 指定管理者は、条例第十八條第二項の規定により利用料金について知事の承認を受けようとするときは、様式第四号の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成一七年規則一二三号〕

(利用料金の納期限)

第五条 条例第十九條第一項の利用料金の納期限は、知事の承認を得て、指定管理者が定める。

追加〔平成一七年規則一二三号〕

(利用料金の減免申請)

第六条 指定管理者は、条例第二十条の規定により利用料金の減額又は免除について知事の承認を受けようとするときは、様式第五号の利用料金減額（免除）承認申請書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成一七年規則一二三号〕

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、森林科学館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

追加〔平成一七年規則一二三号〕

附 則

この規則は、平成六年六月一日から施行する。

附 則（平成十七年四月八日規則第百二十三号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

様式第1号(1)

(第2条関係)

一部改正〔平成17年規則123号・20年78号〕

様式第1号(2)

(第2条関係)

追加〔平成17年規則123号〕、一部改正〔平成20年規則78号〕

様式第2号

(第2条関係)

一部改正〔平成17年規則123号〕

様式第3号

(第3条関係)

全部改正〔平成17年規則123号〕、一部改正〔平成20年規則78号〕

様式第4号

(第4条関係)

追加〔平成17年規則123号〕、一部改正〔平成20年規則78号〕

様式第5号

(第6条関係)

追加〔平成17年規則123号〕、一部改正〔平成20年規則78号〕